

令和7年度関税率・関税制度改正要望事項調査票（適用期限のある関税制度の延長）

要望元：農産局穀物課

品名（関税率関係）又は 制度名（関税制度関係）		<品名> 麦芽 <制度名> 関税割当制度								
改正要望の内容		○改正を要する法令及び条項 関税暫定措置法第2条第1項 ○具体的な内容 「令和7年3月31日まで」とされているものを1年延長する。								
税 番	統計 細分	品 目	改正前税率			改正後税率			W T O 譲許税率	備 考
			基本	暫定	特惠	基本	暫定	特惠		
		別紙の通り								
改正要望内容の 施行期日及び適用期間		○施行期日：令和7年4月1日 ○適用期間：令和7年4月1日から令和8年3月31日								
改正を要望する品目又は 制度をめぐる状況		① 現状 麦芽の原料であるビール用二条大麦（以下「ビール大麦」という）は、小麦と比べて収穫期が早いことから、水稻等との二毛作や作期の分散による経営規模の拡大が可能であり、農家経営の安定や水田等の土地利用率の向上を図る上で重要な作物である。 また、ビール大麦はビール会社との播種前契約によって、栃木、佐賀、北海道、群馬といった特定の優良産地で栽培されており、これらの産地では地域経済を下支えする重要な役割を果たしている。 一方、諸外国との生産コスト等の格差から生じる不利によって、現在においても国産麦芽は輸入品に比べて3～4倍程度高額であり、品質面での差別化も困難であることから、輸入品に対抗できる競争力を有していない。 このため、国内のビール大麦生産者の保護を図るとともに、国内のビール、ウィスキー製造業者等（以下「ビール等製造業者」という）の安価な輸入原料の調達を確保する観点から、国内需要見込量のうち国産では供給できない数量のみを無税の関税割当枠として設定し、これを超える数量については枠外税率（21.3円/kg）を適用することにより、安価な輸入品の無秩序な流入を防止している。 ② 問題点 国産品は輸入品に比べて3～4倍程度高値であり、輸入品に対抗できる競争力を有していないため、関税割当制度の延長がなされない場合、安価な輸入品の無								

	秩序な流入により、国内のビール大麦生産者の保護を図ることが困難になる。																														
改正の必要性と目的達成の見通し	① 改正の方向性 補助金等の財政負担を生じることなく、輸入品の無秩序な流入を防止し、国内ビール大麦生産者を保護する一方、国内ビール等製造業者の安価な原料調達を確保するためには、本制度の継続が最も効果的かつ効率的である。 ② 改正目的達成予定時期 国内で生産されているビール大麦の生産性及び品質の向上が図られ、国産ビール大麦を原料として生産される国産麦芽が、安価な輸入麦芽と対抗しうる十分な競争力を確保するまで本制度を継続する必要がある。																														
改正の効果と妥当性	① 改正によって期待される効果 国内のビール等製造業者の安価な原料調達及び国内のビール大麦生産者の保護が維持される。 (令和5年度における適用実績) ・ 枠内輸入実績 4,498 百トン、54,040 百万円 ・ 減税額 4,498 百トン×21.3 円/kg=9,581 百万円 ・ 関税割当てを受けた者の数 208 者 枠内輸入量と国産ビール大麦生産量 (単位: 千トン) <table><tr><th>年度</th><th>枠内輸入量</th><th>国産ビール大麦生産量</th></tr><tr><td>27 年度</td><td>495</td><td>52</td></tr><tr><td>28 年度</td><td>479</td><td>49</td></tr><tr><td>29 年度</td><td>492</td><td>52</td></tr><tr><td>30 年度</td><td>483</td><td>46</td></tr><tr><td>令和元年度</td><td>489</td><td>50</td></tr><tr><td>令和2年度</td><td>407</td><td>47</td></tr><tr><td>令和3年度</td><td>392</td><td>52</td></tr><tr><td>令和4年度</td><td>466</td><td>52</td></tr><tr><td>令和5年度</td><td>450</td><td>49</td></tr></table> 注1: 枠内輸入量は、110710011、110710021、110720010 のラインから輸入された数量 注2: 国産ビール大麦生産量は生産者団体からビール会社への売渡数量 ② 改正によって生じうる影響 特になし。 ③ 改正の妥当性 本制度により、補助金等の財政負担を生じることなく、国内ビール大麦生産者の保護と国内ビール等製造業者の安価な原料調達を確保できることから、本制度の継続が適当である。	年度	枠内輸入量	国産ビール大麦生産量	27 年度	495	52	28 年度	479	49	29 年度	492	52	30 年度	483	46	令和元年度	489	50	令和2年度	407	47	令和3年度	392	52	令和4年度	466	52	令和5年度	450	49
年度	枠内輸入量	国産ビール大麦生産量																													
27 年度	495	52																													
28 年度	479	49																													
29 年度	492	52																													
30 年度	483	46																													
令和元年度	489	50																													
令和2年度	407	47																													
令和3年度	392	52																													
令和4年度	466	52																													
令和5年度	450	49																													
政策評価・関連措置	① 本要望に関連する政策評価																														

	なし。 ② 当該政策評価の結果と改正の関係 なし。 ③ 政府方針と改正の関係 食料・農業・農村基本法第2条第2項において「国民に対する食料の安定的な供給については、世界の食料の需給及び貿易が不安定な要素を有していることに鑑み、国内の農業生産の増大を図ることを基本とし、これと併せて安定的な輸入及び備蓄の確保を図ることにより行われなければならない」とされている。ビール大麦を含む麦類は、食料・農業生産上で重要な基幹作物であることから、本要望（暫定税率の維持）により安価な輸入品の無秩序な流入の防止により国内ビール大麦生産者の保護に資する。 ④ 関連措置 国内ビール大麦の品質の向上等に資する産地の生産性向上等に必要な機械・施設の導入等を支援。 ア 国産小麦・大豆供給力強化総合対策 （令和5年度補正予算・令和6年度予算額 5,050百万円） 麦・大豆の需要を捉えた生産拡大により国産シェアを拡大するため、作付の団地化の推進と営農技術の導入等による産地の生産体制の強化・生産の効率化等を推進。 イ 産地生産基盤パワーアップ事業のうち国産シェア拡大対策（麦・大豆） （令和5年度補正予算額 8,000百万円） 産地と実需が連携して国産麦・大豆の取扱数量を増加させる取組を推進するため、増産に資する農業機械や乾燥調製施設の導入、不作時にも安定供給するためのストックセンターの整備、国産麦・大豆の利用拡大に向けた食品加工施設の整備等を支援。
--	---

○ 改正経緯

これまでの改正状況	麦芽の関税割当制度は昭和49年の導入以降、現在まで延長されている。
措置による効果	関税割当制度の延長により国内のビール大麦の生産が維持されているとともに、ビール製造業者等の安価な輸入原料の確保も図られている。

税 番	統計 細分	品 名	改正前税率			改正後税率			W T O 譲許税率	備 考
			基本	暫定	特恵	基本	暫定	特恵		
11.07		麦芽（いってある かないかを問わな い）								
1107.10		いってないもの	25 円 /kg		無税	25 円 /kg		無税	21.30 円 /kg	
		ーこの号のいって ない麦芽及び第 1107.20 号のいっ た麦芽について、 当該年度における 国内需要見込数量 から国内生産見込 数量を控除した数 量を基準として、 国際市況その他の 条件を勘案して政 令で定める数量 （以下この項にお いて「共通の限度 数量」という。） 以内のもの		無税			無税			
	011	ー泥炭でくん蒸 したもの								
	021	ーその他のもの								
1107.20		いったもの	25 円 /kg		無税	25 円 /kg		無税	21.30 円 /kg	
	010	ー共通の限度数量 以内のもの		無税			無税			